

B. 養護者による障害者虐待に関する調査票（第3票）から

問5「事実確認調査の結果」について

③虐待の判断に至らなかった事例

[説明]「養護上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった」、「養護者の協力が得られず、事実確認調査ができなかった事例」等

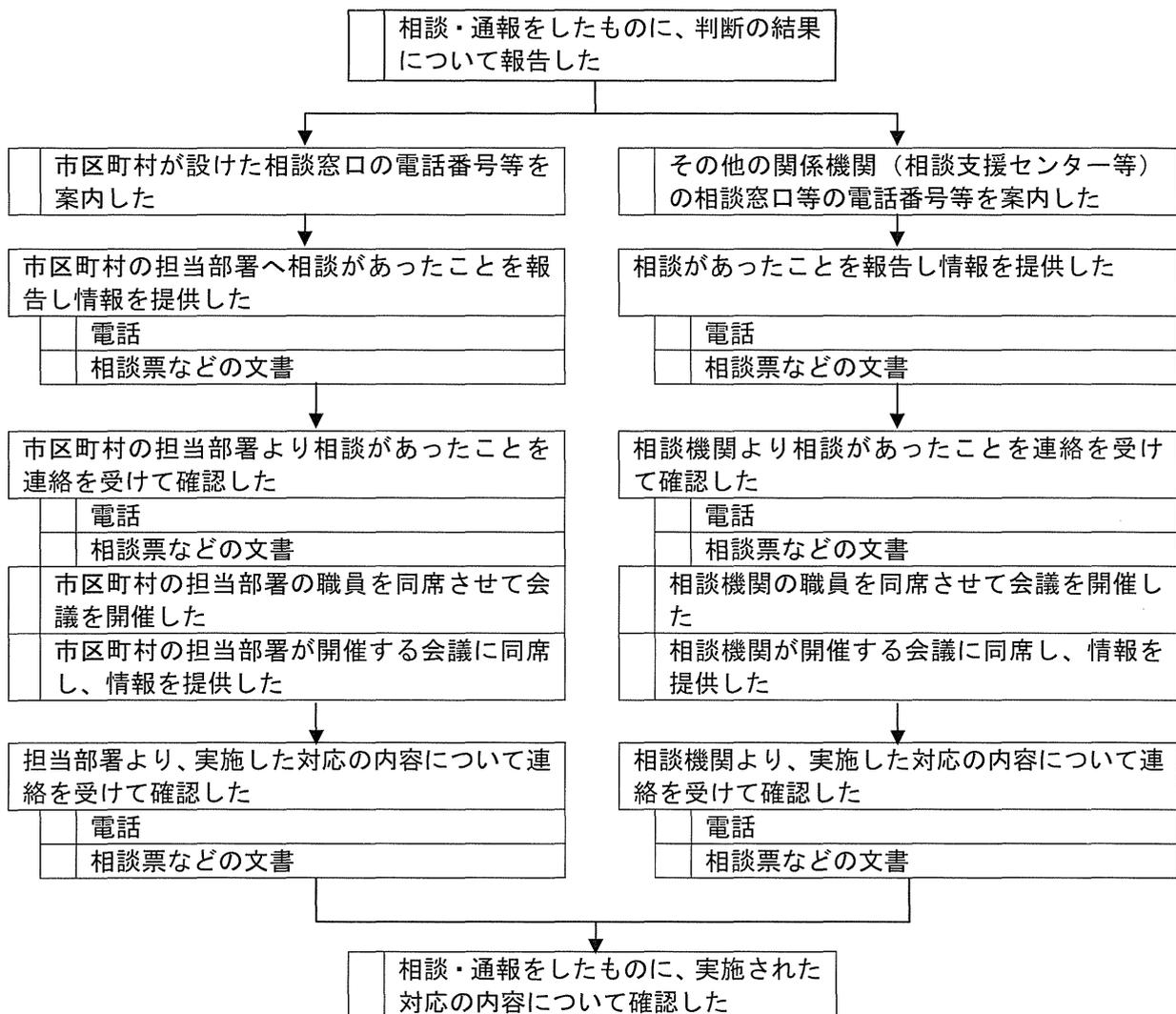
該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件, 実 \_\_\_\_\_ 人） \* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に○をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の口に○がつかなくても次の口に○がつくこと、いくつかの口を飛ばして下の口に○がつくことはあります

各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



C. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する調査票（第4票）から

問4「事実確認調査の状況」について

① 事実確認調査を行った事例のうち、

①-3 虐待の事実の判断に至らなかった事例

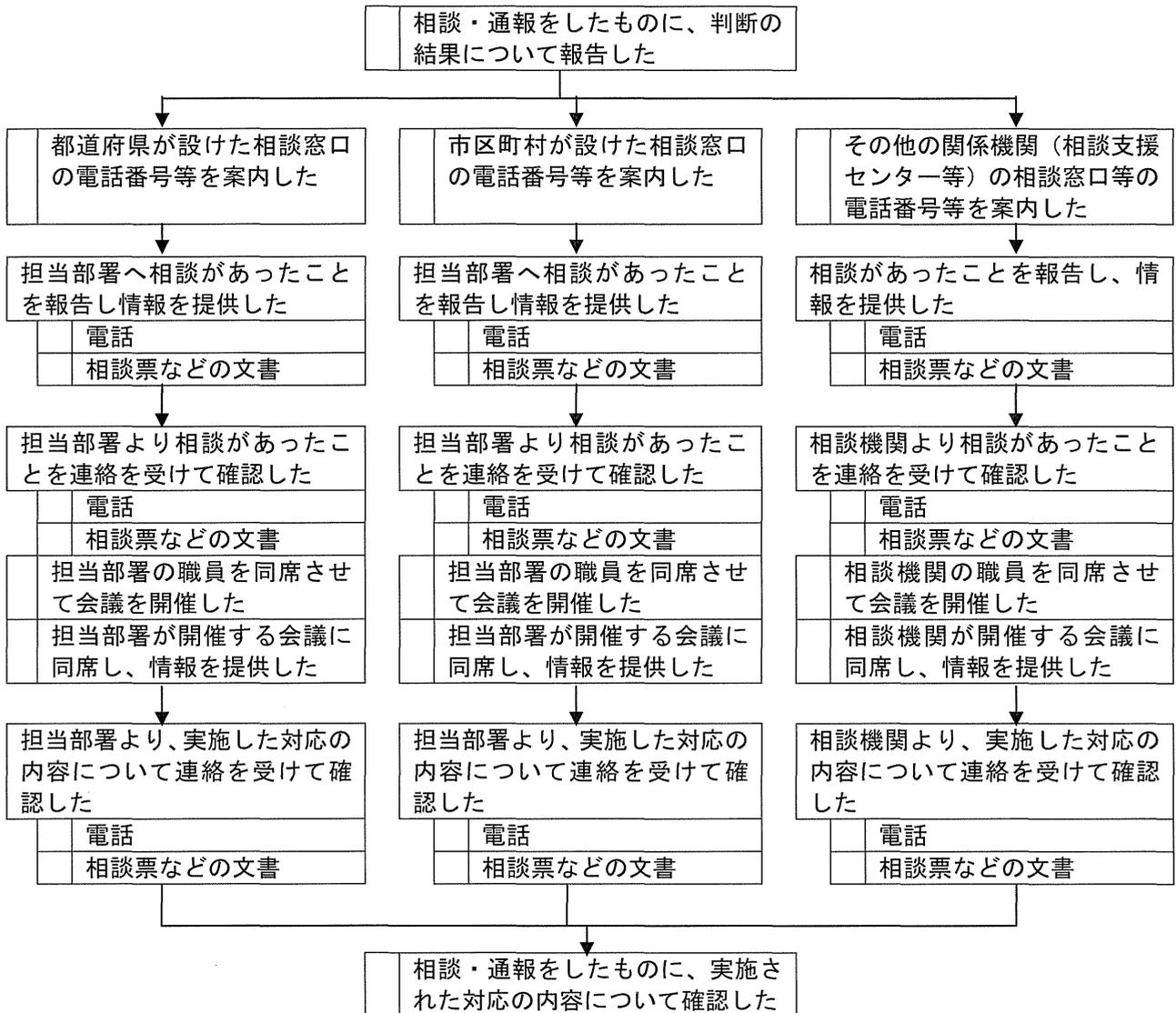
[説明]例えば「サービス提供上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例」、「虐待と思われるが、施設や事業所の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例で、今後、都道府県へ調査を依頼したり、都道府県と共同して事実確認調査を行うこととした・している事例」

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件, 実 \_\_\_\_\_ 人） \* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に○をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の口に○がつかなくても次の口に○がつくこと、いくつかの口を飛ばして下の口に○がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



② 事実確認調査を行っていない事例のうち、

②-4 その他

[説明] 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査が不要だと判断した事例、後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例、相談・通報・届出を受理した後、市区町村としては事実確認調査を行わず、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例のいずれにも該当しない事例

※その他の場合、具体的な内容をご記入下さい。(個人や団体を特定し得る情報はご記入しないで下さい)

該当する事例がありましたか

あった ( \_\_\_\_\_ 件, 実 \_\_\_\_\_ 人) \* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に○をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の口に○がつかなくても次の口に○がつくこと、いくつかの口を飛ばして下の口に○がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



D. 使用者による障害者虐待に関する調査票（第5票）から

問5「事実確認調査の状況」について

① 事実確認調査を行った事例のうち、

①-3 虐待の事実の判断に至らなかった事例

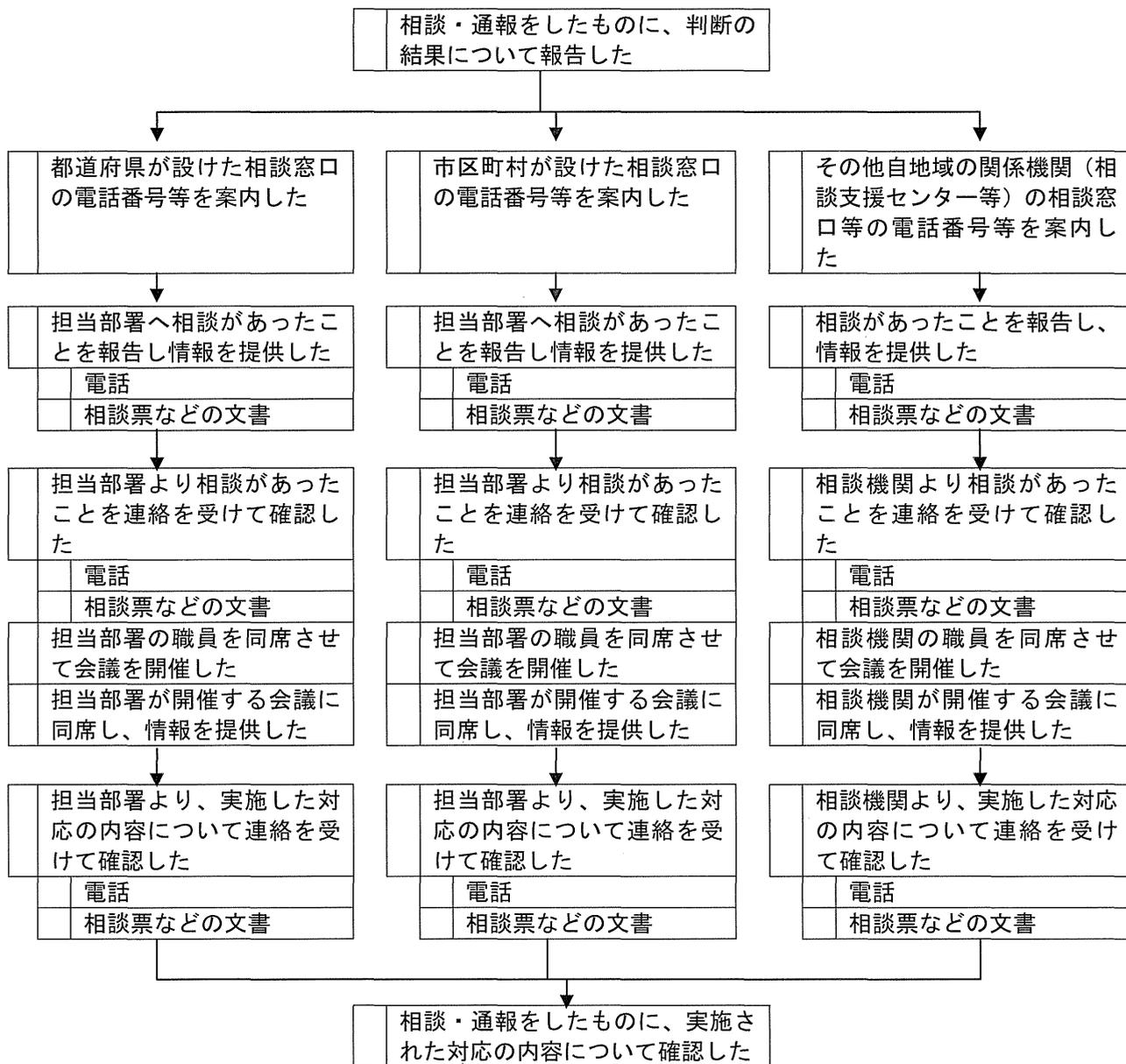
[説明]例えば「就労についてなんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった事例」、「虐待と思われるが、事業所の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例」等で、今後、都道府県へ調査を依頼したり、都道府県と共同して事実確認調査を行うこととした・している事例

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件, 実 \_\_\_\_\_ 人） \* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に○をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の口に○がつかなくても次の口に○がつくこと、いくつかの口を飛ばして下の口に○がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



② 事実確認調査を行っていない事例のうち、  
その他の事例

※その他の場合、具体的な内容（概要）をご記入下さい：（個人や団体を特定し得る情報はご記入しないで下さい）

[説明]  
 ・ 市区町村において相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査が不要だと判断した事例  
 ・ 後日、市区町村にて事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例  
 ・ 市区町村としては事実確認調査を行わず、都道府県へ通知した事例  
 以外的事例で、その他の理由により、市区町村において事実確認調査を行っていない事例

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件、実 \_\_\_\_\_ 人） \* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に○をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の口に○がつかなくても次の口に○がつくこと、いくつかの口を飛ばして下の口に○がつくことはあります  
 各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



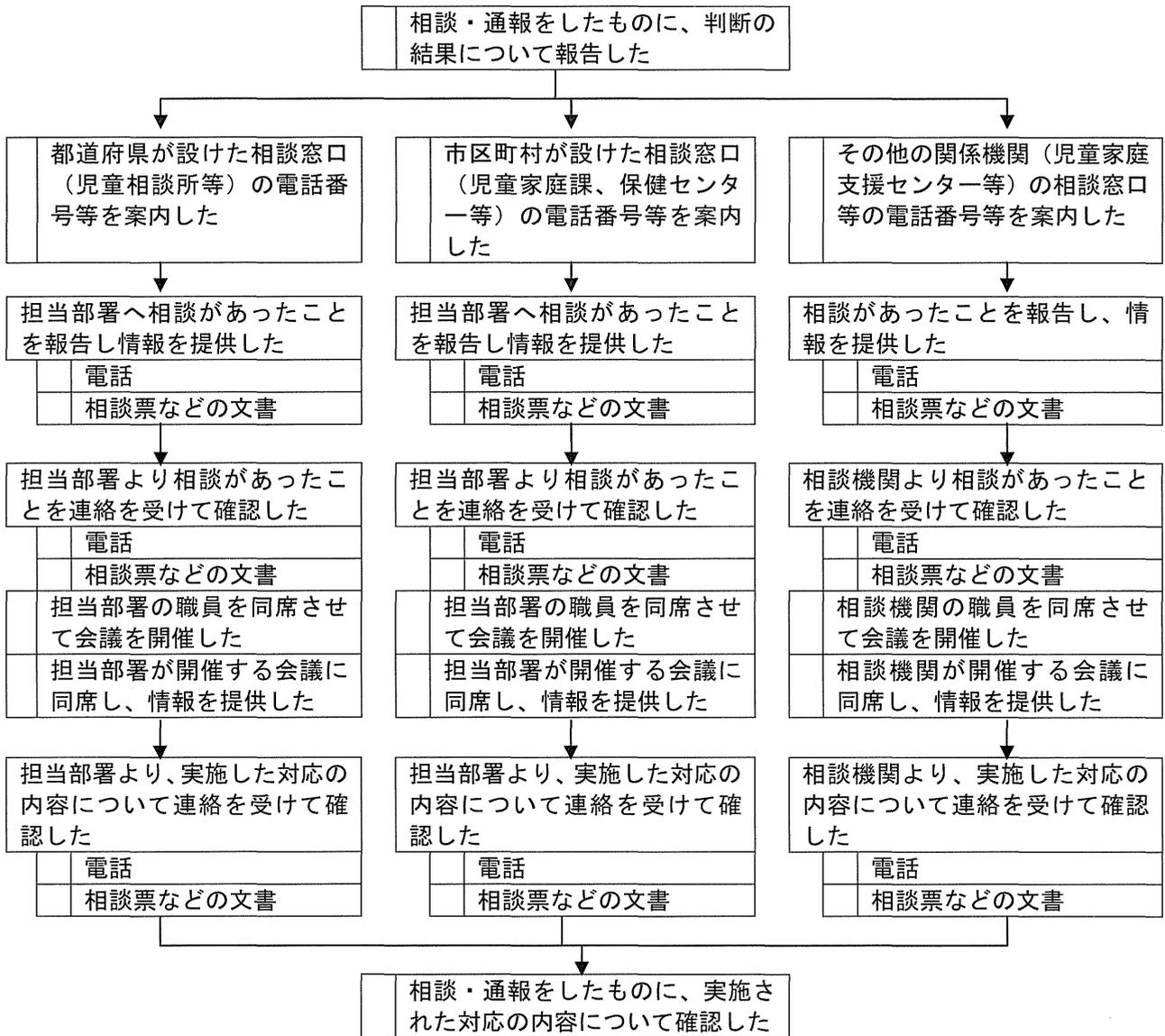
E. 虐待を受けているものが児童（18歳未満の障害児）であった

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件, 実 \_\_\_\_\_ 人） \* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に○をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の口に○がつかなくても次の口に○がつくこと、いくつかの口を飛ばして下の口に○がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



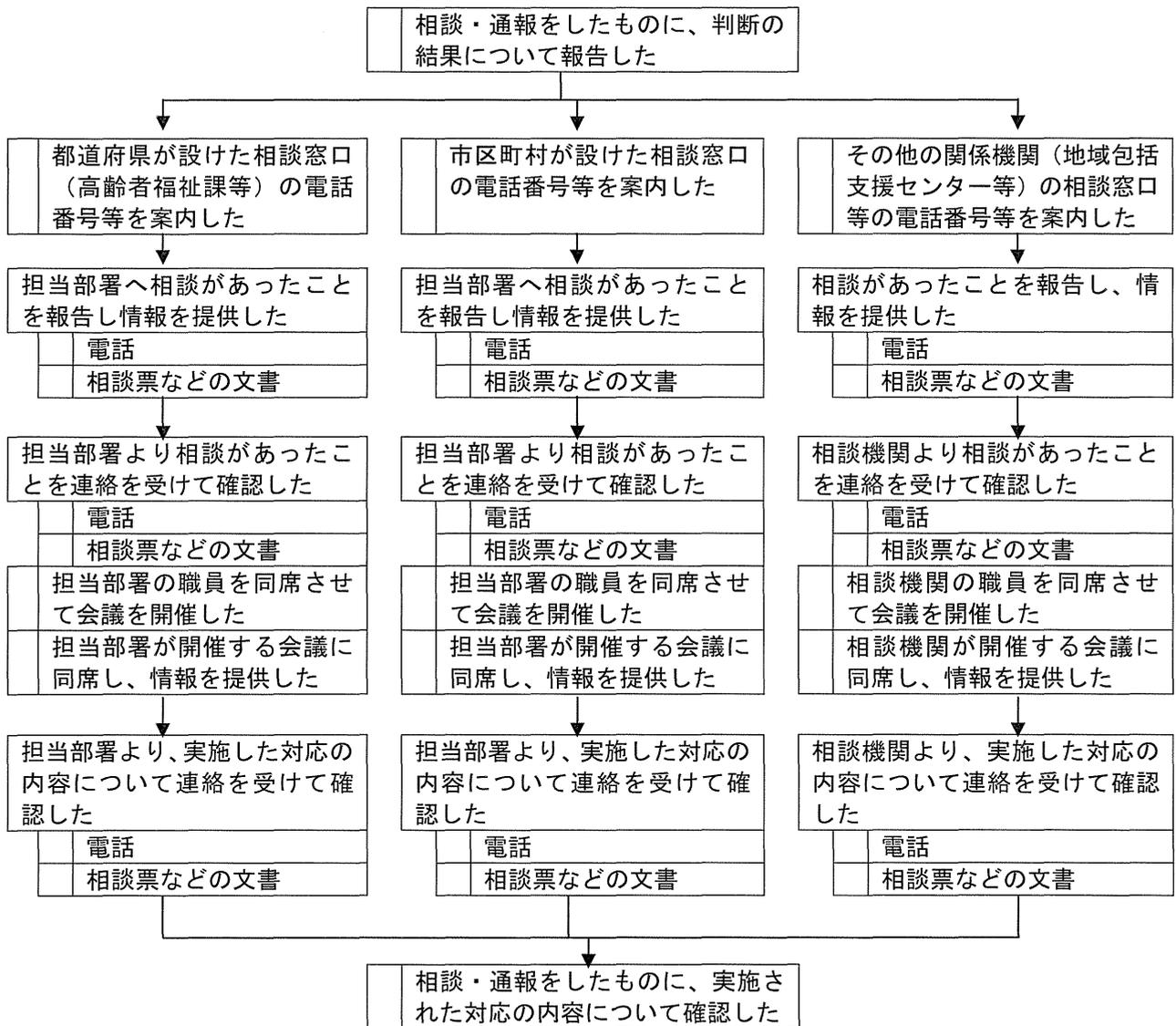
F. 虐待を受けているものが高齢者の障害者（65歳以上の障害者）であった

該当する事例がありましたか

あった（ \_\_\_\_\_ 件, 実 \_\_\_\_\_ 人） \* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に○をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。）

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の口に○がつかなくても次の口に○がつくこと、いくつかの口を飛ばして下の口に○がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。



G. 虐待の起きている場が、他の自治体の管外施設等であった

[説明]例えば、自地域の管内にある施設において、他地域の住民が入所サービス等を利用している場合で、虐待を受けている障害者本人が他地域の住民である場合)

該当する事例がありましたか

あった ( \_\_\_\_\_ 件, 実 \_\_\_\_\_ 人) \* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に○をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の口に○がつかなくても次の口に○がつくこと、いくつかの口を飛ばして下の口に○がつくことはあります各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。



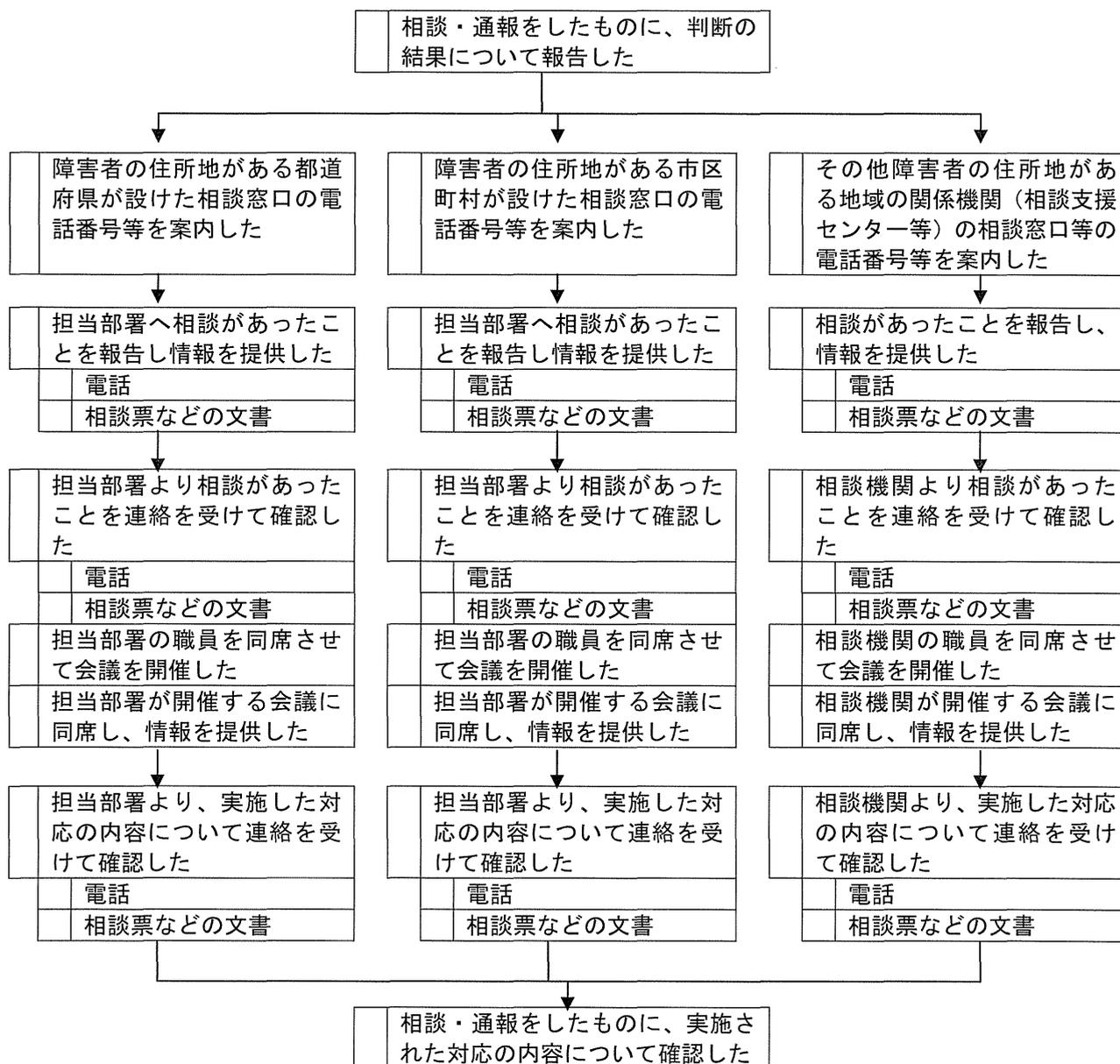
H. 前項G. 以外の場合で、虐待を受けているものが自地域以外の住民であった

該当する事例がありましたか

あった ( \_\_\_\_\_ 件, 実 \_\_\_\_\_ 人) \* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるすべての枠に○をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の口に○がつかなくても次の口に○がつくこと、いくつかの口を飛ばして下の口に○がつくことはあります  
各項目の説明は4頁に例を記載いたしてあります。

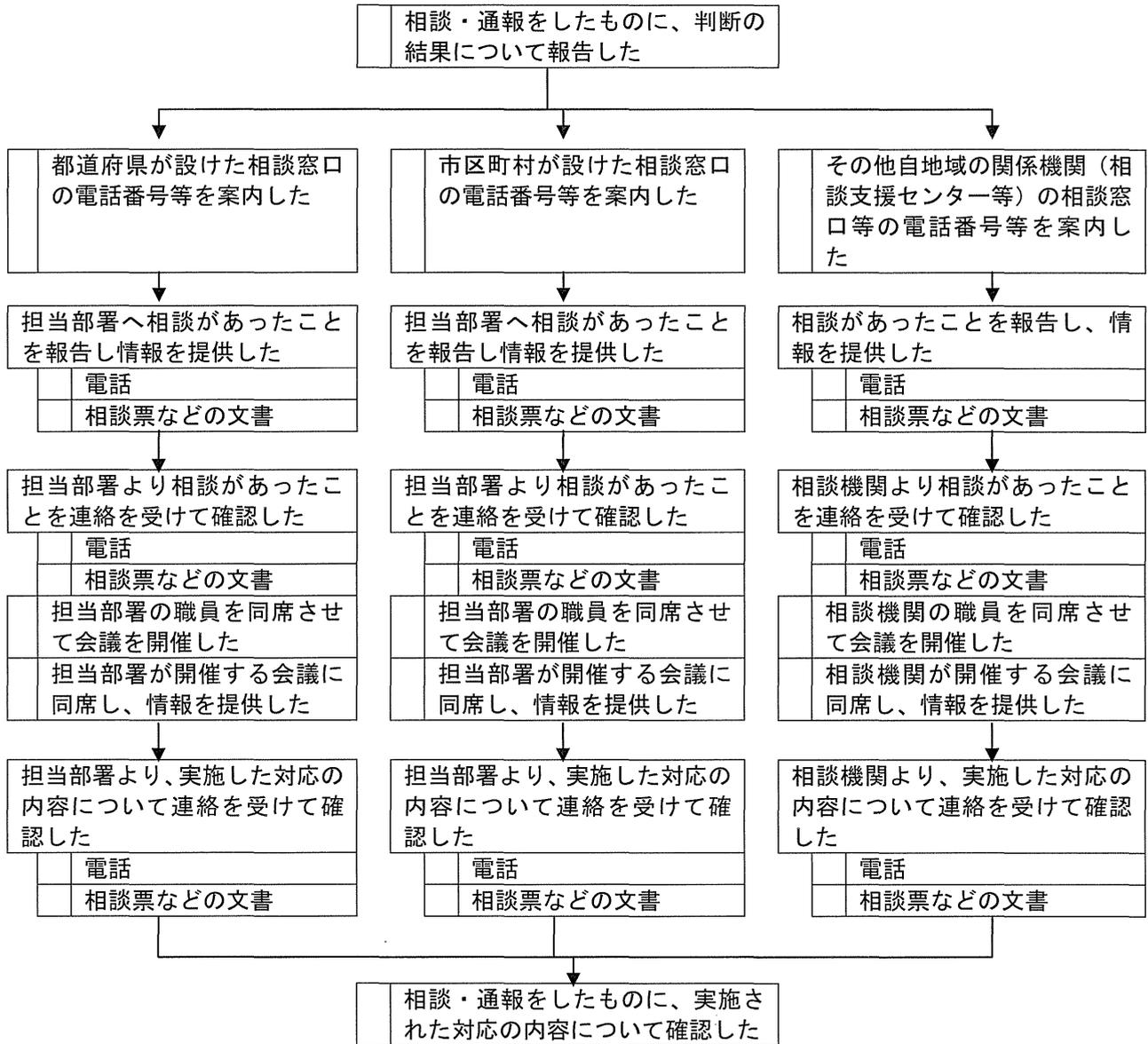


# I. セルフネグレクト（自己による放任）の事例であった

該当する事例があったか

あった（ \_\_\_\_\_ 件） ・ なかった

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠に丸をお書き入れ下さい。（該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き下さい。）



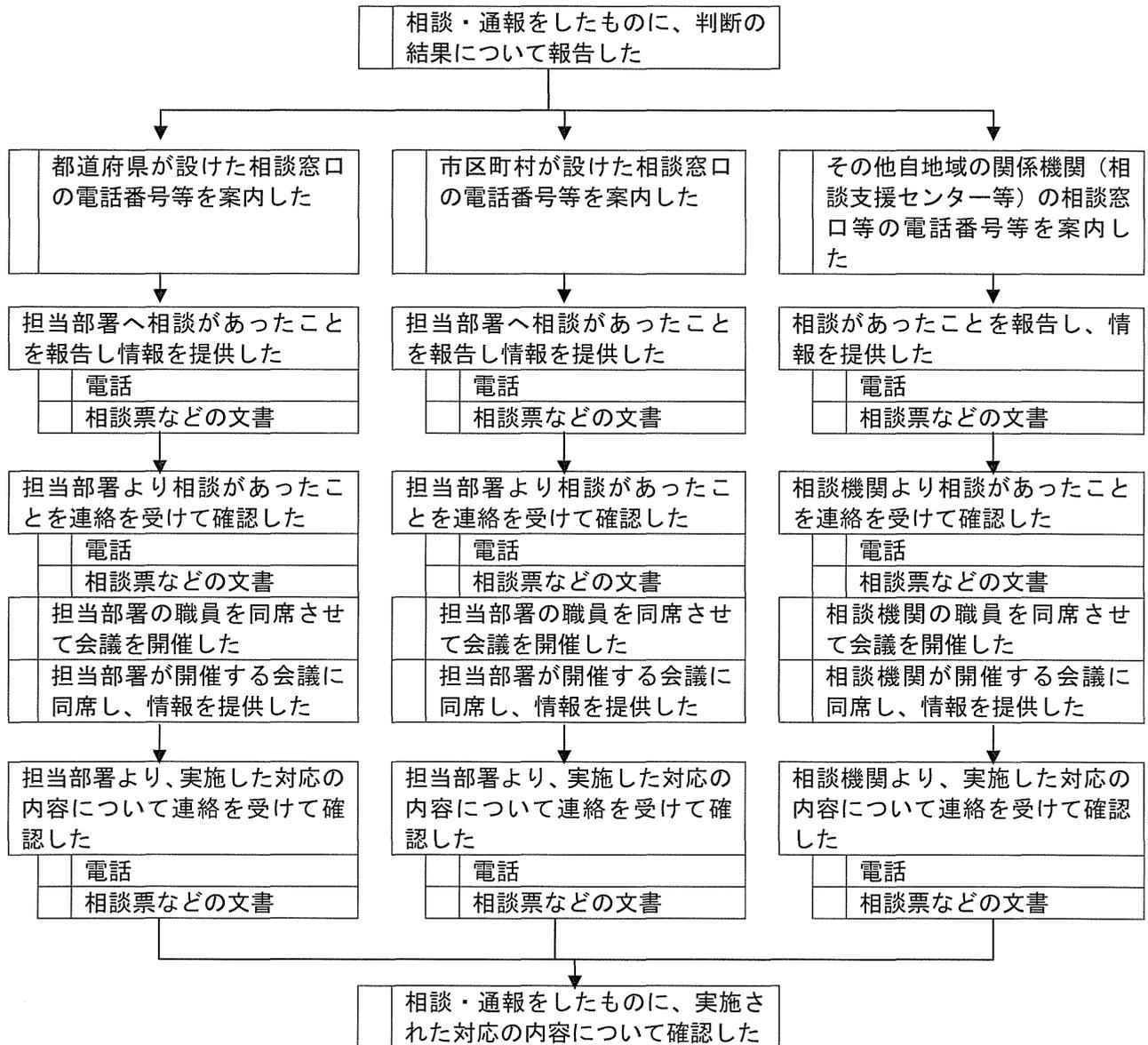
J. 相談の内容は虐待ではないが、障害を理由とした差別ないし偏見によるものと判断した

該当する事例があったか

あった ( \_\_\_\_\_ 件, 実 \_\_\_\_\_ 人) \* ・ なかった \*件(人)数は他の項目との重複を含みます

上で「あった」と回答した場合、どのように対応されましたか。お手数ですが当てはまるものすべての枠に○をお書き入れ下さい。(該当するすべての事例について、1度でも実施した対応があれば○をお書き入れ下さい。)

以下の表は行動の起こり得る時系列に沿って並べたもので、上の口に○がつかなくても次の口に○がつくこと、いくつかの口を飛ばして下の口に○がつくことはあります  
各項目の説明は2頁に例を記載いたしてあります。





## 資料 3

医療の提供を業務とする独立行政法人および地方独立行政法人における障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての調査

↓公表を希望されない情報につきましては、×印をお付け下さい

貴院名	
標榜診療科	
総病床数	床
平均外来患者数	月・週・日 人
職員のうち障害のあるものの雇用率 (%)	%

以下の質問にお答え下さい

↓公表を希望されないご回答につきましては、×印をお付け下さい

問1	職員への障害者虐待の相談窓口の周知	【1. 実施 0. 未実施】	
問2	患者への障害者虐待の相談窓口の周知	【1. 実施 0. 未実施】	
問3	職員への相談窓口及び通報義務の周知の方法(複数回答可)	広報紙	【1. 実施 0. 未実施】
		パンフレット	【1. 実施 0. 未実施】
		ホームページ	【1. 実施 0. 未実施】
		その他	【1. 実施 0. 未実施】
問4	患者への相談窓口及び通報義務の周知の方法(複数回答可)	広報紙	【1. 実施 0. 未実施】
		パンフレット	【1. 実施 0. 未実施】
		ホームページ	【1. 実施 0. 未実施】
		その他	【1. 実施 0. 未実施】
問5	障害者の福祉または権利擁護に関し専門的知識または経験を有し専門的に従事する職員の確保	【1. 実施 0. 未実施】	
問6	障害者虐待防止センター等(都道府県その他の他団体)が主催する障害者虐待防止に関する研修への職員の参加	【1. 実施 0. 未実施】	
問7	障害者虐待防止に関する研修の職員への実施	【1. 実施 0. 未実施】	
問8	障害者虐待防止について、講演会や院内報等による、職員への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	
問9	障害者虐待防止について、講演会や院内広報紙等による、患者への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	
問10	障害者虐待防止について、講演会や広報紙等による、地域住民への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	
問11	障害者差別について、講演会や院内報等による、職員への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	
問12	障害者差別について、講演会や院内広報紙等による、患者への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	
問13	障害者差別について、講演会や広報紙等による、地域住民への啓発活動	【1. 実施 0. 未実施】	

	問14	独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成 【1. 実施 0. 未実施】(1. 実施の場合、差し支えなければご寄贈下さい)	
	問15	独自の障害者差別に対応するための、職員の対応要領等の作成 【1. 実施 0. 未実施】(1. 実施の場合、差し支えなければご寄贈下さい)	
	問16	問15で1.実施の場合、対応要領等の公表 【1. 実施 0. 未実施】	
	問17	問14、15のいずれか一方でも1.実施の場合、診療科を特定したものを用意している 【1. 実施 0. 未実施】(1. 実施の場合、差し支えなければご寄贈下さい)	
	問18	問17で1.実施の場合、特定して用意している診療科名は	科
	問19	虐待予防・見守り・早期発見・発生時の対応、専門機関による介入支援のための院内ネットワーク構築への取り組み(新たなネットワーク構築に限らず、既存の院内組織、ネットワークを活用している場合も含む) 【1. 実施 0. 未実施】	
	問20	虐待予防・見守り・早期発見・発生時の対応、専門機関による介入支援のための地域のネットワークへの参加(新たなネットワークへの参加に限らず、既存の自立支援協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む) 【1. 実施 0. 未実施】	
	問21	院内ネットワークを構築している構成員	a. 医師 【1. 参加 0. 不参加】
			b. 看護師 【1. 参加 0. 不参加】
		問20で1.実施を選択した場合のみ回答	c. ソーシャルワーカー 【1. 参加 0. 不参加】
			d. 事務職員 【1. 参加 0. 不参加】
			e. その他( ) 【1. 参加 0. 不参加】
	問22	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置をとるために必要な居室確保(虐待を受けている障害者の一時保護のため)に協力している 【1. 実施 0. 未実施】	
	問23	虐待を行った擁護者に対する相談、指導または助言 【1. 実施 0. 未実施】	
	問24	いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保健サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応 【1. 実施 0. 未実施】	
	問25	障害がある患者への合理的な配慮(主に職員の接遇面)について	a. 手話のできる職員の配置 【1. 実施 0. 未実施】
			b. 筆談用ノートの用意 【1. 実施 0. 未実施】
			c. 書類の読み上げ 【1. 実施 0. 未実施】
			d. 大活字(通常22ポイント)での書類の用意【1. 実施 0. 未実施】
			e. 視覚障害者向けの院内での日常生活の援助(代筆、移動の支援等) 【1. 実施 0. 未実施】
			f. 障害により同意能力が減弱している患者へのインフォームドアセント 【1. 実施 0. 未実施】
			g. その他( ) 【1. 実施 0. 未実施】
	問26	障害がある患者への合理的な配慮(その他の面)について 【1. 実施 0. 未実施】	
	問27	問26で1.の場合、実施している内容	
公表しません	問28	その他(課題や問題点について)	

ありがとうございました。

## ケースシート

書ききれない場合は余白・裏面をご活用下さい

被虐待者の情報			
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	<input type="checkbox"/> 18歳未満 <input type="checkbox"/> 20歳未満 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳～64歳 <input type="checkbox"/> 65歳以上
障害の種類	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神障害（発達障害のぞく） <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> その他（                      ） 手帳 有 ・ 無 種別（                      ） 等級（                      ） ※複数当てはまる場合は全てにチェックをつけて下さい	虐待の種類	<input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄、放置（ネグレクト） <input type="checkbox"/> 経済的 <input type="checkbox"/> その他（                      ） ※複数当てはまる場合は全てにチェックをつけて下さい
虐待の重症度	使用した尺度・基準等の名称 （                      ） <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 最重度 <input type="checkbox"/> その他（                      ）	虐待をしたものについて （誰から）	<input type="checkbox"/> 養護者 <input type="checkbox"/> 施設従事者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
いつから		虐待の頻度	
どんなふう		心配なこと	
摘要	現在の居場所  背景要因（介護状況、経済的状況など）		
今後の対応			
<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし	<input type="checkbox"/> 相談支援、ケアマネジメント支援 <input type="checkbox"/> その他（                      ）  ※本調査の対象とする事例ではありません	<input type="checkbox"/> 虐待の事実あり	<input type="checkbox"/> 緊急性の判断を協議 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等による継続支援 <input type="checkbox"/> サービス導入 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> その他（                      ）

※整理番号は貴センターにて作成保管の帳簿と照合していただくためのものであり、書式は任意です。こちらで連結不可能・匿名化するためのものです。照合表は貴センター内のご担当者にて厳重に保管して下さい。

※回答ご記入後、ケースシート（本票）、記録用紙（別紙）を事例ごとに綴じて、指定の封筒にて厳封しご送付ください。



医療の提供を業務とする  
行政法人および地方独立行政法人における  
障害者虐待および障害者差別に係る取り組み状況についての  
調査 結果報告書

# 医療機関における合理的配慮



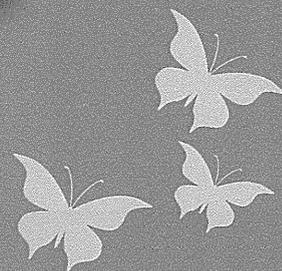
平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

「障害者への虐待と差別を解決する社会体制の構築に関する研究」班

平成 26 年 3 月

千葉県権利擁護支援ネットワーク シンポジウム

# 千葉の権利擁護 と 専門職の役割



場所：千葉県弁護士会館

(〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番9号)

平成25年  
**10月5日** (土)  
14時～17時

参加費無料  
事前申し込み不要

演題『権利擁護支援ネットワークの構築 岡山の経験』

講演：岡山県弁護士会 竹内俊一

(NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク理事長)  
(岡山高齢者・障害者権利擁護ネットワーク懇談会代表)

シンポジスト

千葉県弁護士会高齢者・障害者支援センター委員 山本宏子 弁護士

千葉県弁護士会高齢者・障害者支援センター委員 神保正宏 弁護士

リーガルサポート千葉 酒井伸明 司法書士

千葉県権利擁護専門部会委員 滑川里美 社会福祉士

NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク理事長 竹内俊一 弁護士

岡山高齢者・障害者権利擁護ネットワーク懇談会代表

コーディネーター

国学院大学法科大学院教授 佐藤彰一 弁護士

千葉県権利擁護専門部会 部会長

主催：千葉県権利擁護支援ネットワーク

共催：平成25年度厚生労働科学研究費補助金

(障害者対策総合研究事業(身体・知的等障害分野))

「障害者への虐待と差別を解決する

社会体制の構築に関する研究」班

お問い合わせ

千葉県権利擁護支援ネットワーク事務局

(〒277-0005千葉県柏市柏6-10-24 長谷川司法書士事務所内)

## 都道府県自由意見一覧（18 団体、順不同）

1. 虐待防止センター及び権利擁護センター職員のレベルアップが必要。具体的には、虐待をキャッチする気づきなど研修を通じて養っていく。虐待認定という行政行為は、無いことを知り、虐待かどうかの判断が重要ではなく、いかに障がい者への合理的配慮の観点から、事案を見つめることが出来るかが最も重要であることの研修の積み重ね等を継続していくこと。
2. 他関係機関との連携協力体制が整っていない。対応する職員の専門性が確保できていない。県内施設における体制整備（マニュアル作成や研修の実施）が十分でない。
3. マスメディアからの取材時の対応が課題（どれくらいまで情報提供するか、養護者虐待に関する質問に対する市町村との調整に課題）
4. 人事や予算の制約等から、虐待対応能力を有する専門的な職員が確保できていない。都道府県と市町村、都道府県間、市町村間の情報共有が、未だルール化していない。施設に対して指導監督権限を持つのは都道府県・政令市・中核市であるにも関わらず、施設内虐待の事実確認調査は原則として市町村が行うことになっているなど、権限と事実確認調査の実施主体とがミスマッチを起こしており、円滑な調査が困難になっている。障害者虐待防止法にかかる事務は日常的な業務量がさほど多くない一方、事案が発生すると膨大な対応時間と専門的知識が要求されるため、市町村との業務分担上、通常、障害者に対する直接支援を実施する体制を有していない都道府県としては非常に負担が大きいのが実情である。国庫補助事業の補助事業の補助率の見直しがあったことなどから、25年度以降の普及啓発事業や研修事業は大幅に削減される見込みである。
5. 障害者虐待の調査や判断はきわめて高い専門性や長年にわたる経験の蓄積に基づいて迅速、適切、正確に実施する必要がありますが、多くの自治体においては、経験の蓄積がなく、適切に対応できる人材は限られている。また、養護者による虐待では、市町村のみでの調査や判断をすることと想定しており、人材や予算の限られる規模の小さな市町村で適切に対応することは困難ではないかと推測されます。このため、専門性を確保し、経験の蓄積を集約するためには、各自治体に児童・高齢者・障害者の虐待対応を一本化した組織の設置なども考えられるのではないかと思います。
6. 心理的虐待などで虐待に相当するものかどうか判断に苦しむものがある。虐待事例集などの充実を望む。
7. 障害者虐待防止法の認知度が高まるにつれ、関係機関との連絡調整及び市町村担当部署から困難事例に対する適切な助言等を求められることが日増しに多くなっているため、これらに対応する権利擁護センターの専門職配置を確保できるよう、国において、確実な財源措置等の施策が必要と考える。実際に起こっている虐待事案について、虐待者自身の病気や障害、経済的問題、障害特性への理解不足などの複層的な要因が絡んでいるケースが少なくなく、虐待対応に当たる市町村職員には高度な能力が要求されており、これらの事案に対し、より迅速かつ適切に対応できる人材を養う国研修が必要と考える。
8. 「虐待」か「虐待でないか」の判断が調査を実施したとしても難しい。
9. 現在は市町村も含め障害福祉担当課職員が障害者虐待業務に従事（兼務）しているが、今後見込まれる相談、通報件数の増加や困難ケースに対する迅速な対応のためには、専任職員の配置や担当する職員の専門性の向上を図る必要がある。
10. 市町村により虐待事案への対応が異なることを課題と感じている。

11. 虐待かどうかの判断。一時保護の場所の確保。
12. 市町村においては、専門性の確保が難しく、一人で複数の業務を担当しながら障害者虐待事例への対応の業務等を行っている市町村がほとんどである。市町村間で障害者虐待事例への対応に差があり、どのようにして体制強化を図るかが課題と思われる。
13. 窓口における専門職の配置→本人からの相談（特に精神障害の方）について専門職での対応スキルに不安がある。障害のある方への事実確認が難しい。使用者における虐待通報があった場合の企業へのアプローチのやり方。
14. 相談対応に向けて：名前や住所を明かさない相談者に対してはどう対応すべきなのか悩ましい。精神障がい疑われる相談者に対してどのように対処すべきなのか。虐待ではない相談も寄せられるが、専門的な対応ができないため、他の機関の紹介しかできず、直接的な解決には結びつかない。事例への対応に関して：件数が少ないため適切に対応しているかどうか不安がある。県がどこまでどこから主導的立場を取るのか不明なところがある（施設従事者・使用者による障がい者虐待の場合）。
15. 事実確認の方法や虐待有無の判断が個別事例ごとに難しい。通報者と、通報された側との感情的なもつれ賀ある場合が多く、対応結果に対する納得が得られない場合が多い。関係機関が複数の障害者に対して虐待が疑われる場合などで、サービスの至急決定をしている自治体（出身自治体）が異なる場合。出身自治体と虐待が疑われる施設・企業の所在地が異なる場合（特に都道府県をまたがる場合）など。
16. 市町村では、障害者福祉の知識や経験を持つ職員が不足していたり、障害者虐待に対応するためのノウハウが蓄積されていないことから、窓口担当者に対する研修を継続して実施することが必要。障害福祉サービス事業所によって、法の理解や虐待防止への取り組みに差が生じてきている。使用者側の障害理解、法の理解がまだ不足している。市町村の対応に関して、県が行う後方支援の方法の確立。（チェックリストの作成、マニュアル化など）
17. 同じような虐待事案についても、市町村によって虐待ととらえず、積極的な介入ができていないものがあると思われるが、県においてはそれが把握できない。事例を積み上げるしかないかもしれないが、スタンダードな事例集などがあれば市町村における対応の参考となると思われる。
18. 配置スタッフに専門性が無い。マンパワー不足。経験不足。市町村意見より：障害者虐待を行った養護者への対応。心理的虐待の事実確認。知的障害者の場合、本人の意思確認が困難。被虐待者を分離保護した際に所持金がない場合の対応。被害を感じていない被虐待者への支援が困難。